

## 資料編

## 1 計画に記載した各事業の概要

【市】

頁	名 称	概 要
28	市民活動推進事業“とちぎ夢ファーレ”	市民や企業からの寄付金と市費をファンド(基金)として積立て、そのファンドを原資として、市民団体が行う公益的な事業(市民活動)に対して助成を行います。
28	地域版プラットフォーム事業	NPO 等・企業・行政が協働してプラットフォーム(会議体)を作り、災害時における被災者支援の体制づくりなど、自らの地域の課題解決に取り組みます。
32	高齢者ふれあい相談員	在宅のひとり暮らし及び高齢者世帯を定期的に訪問し、安否確認や相談等を行います。
41	家庭児童相談室	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員により相談指導を行います。
41	地域子育て支援センター	子育て家庭への育児支援を図るため、子育てに関する情報提供や育児不安等に関する相談支援を行います。
41	こどもサポートセンター	子どもの成長を地域全体で支えるネットワーク作りの中心として、専門家による子どもの心・育ちに関する相談や、子どもや保護者の継続的な支援を行います。
41	地域包括支援センター	いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者の生活を総合的に支えていくための地域拠点として、介護予防事業などを行います。
41	障がい児者相談支援センター	障がいのある方が住みなれた地域で安心して生活していけるよう、必要なサービスや利用できる制度などについての相談・支援を行います。
48	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立と地域の子育て支援機能を強化するため、育児援助を依頼したい人(依頼会員)と育児援助を提供したい人(提供会員)の登録・仲介・調整を行います。
48	はつらつセンター事業	高齢者の社会参加促進のため、自治会などの団体に委託し、地域住民の参加と協力のもとに、自治会公民館においてレクリエーションや交流サロンなどを開催します。

【市社会福祉協議会】

頁	名 称	概 要
26	ふれあい交流事業	障がいの有無にかかわらず、お互いに理解し支え合いの気持ちを育むことや、障がいの理解や社会参加を目的に、スポーツなどの交流を行います。
29	世代間交流事業	児童と高齢者が交流を深め、児童の思いやりの心を育むことや高齢者の生きがいづくりを目的にレクリエーションなどを行います。
32	地区社会福祉協議会	住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。地域住民や、自治会、民生委員・児童委員、その他の各種団体から選出された方によって構成される住民組織です。
41	日常生活自立支援事業	契約型の福祉社会において、判断能力が十分でない方の代わりに金銭管理や利用申込み、契約等を行います。
41	ボランティアセンター	ボランティア活動を希望する方と希望される方の調整、ボランティア保険の加入手続きやボランティア団体登録等の支援を行います。
41	生活困窮者自立促進支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する総合相談窓口となります。相談に対し、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた支援計画を作成するなどの支援を行います。また、支援計画に基づいて様々な関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。
44	いきがいサロン	ひとり暮らしなどの高齢者のひきこもり防止や生きがいづくりを推進し、高齢者同士の交流や仲間づくりの場の提供を行います。
44	子育てサロン	子育て世代の育児に対する不安や負担を軽減する環境づくりを促進するために、乳幼児やその保護者が気軽に集える場所の提供を行います。
44	障がい児子育てサロン	障がいをもつ子供の親子に対して、日頃の不安や負担を軽減する環境を促進するために、障がい児やその保護者が気軽に集える場所の提供を行います。
44	ボランティア保険	ボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々を補償する保険です。
46	社協発展強化計画	市社会福祉協議会の事業戦略や組織・経営基盤の強化に向けた計画で、経営理念(社協使命)の明確化と経営(財政・組織・人材育成)ビジョンを確立します。

【市社会福祉協議会】

頁	名 称	概 要
50	安心バッグ配布事業	65歳以上のひとり暮らしおよび高齢者世帯の方を対象に、入院などの不測の事態に備えてバッグを配布するものです。
50	障がい者等移動支援事業	障がい者などの社会参加や自立を促進するため、外出の際の移動を支援するものです。
50	障がい者等移送サービス事業	公共交通機関の利用が困難な障がい者などを対象に、市外の病院への通院、入院または入退院や施設への入退所の際に福祉車両を利用して移送を行います。
50	地域活動支援センター	障がいのある方に、創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。
50	就労継続支援 B 型事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
50	緊急一時支援事業	生活に困窮する世帯に対し、緊急時における生命の維持や生活を立て直す期間の確保を目的とし、食糧支援を行います。
50	生活福祉資金の貸付	他の貸付制度が利用できない、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、生活支援を基本に資金貸付を行います。 ※貸付は、用途に応じて種類が異なり、一時的な生活費の貸付や障がい者の車両購入費、住居の移転費等多岐に渡ります。
50	社会福祉金庫の貸付	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の申請を行った要保護者及び被保護者の生活の安定と福祉の増進を図るため、一時支援資金の貸付を行います。
50	高額療養費の貸付	国民健康保険の被保険者が、病気や怪我で入院・通院し、同一月の医療費自己負担額が一定の基準を超え、且つ高額療養費の支給が見込まれる場合、支給見込額の 9 割の貸付を行います。
51	ふれあい在宅福祉サービス	高齢者や障がい者などを対象に、住民の自発的な参加や協力を得て、家事援助などのサービスを提供します。
55	災害ボランティア コーディネーター養成講座	災害等が発生した際に設置する「災害ボランティアセンター」の運営を行う人材を育成します。

## 2 地域懇談会の結果概要

### (1) 目的

「栃木市地域福祉計画」及び「栃木市地域福祉活動計画」をより具体的なものにするためには、地域住民自らが抱える生活課題や福祉課題、地域における身近な問題を明らかにし、それらの解決に向けた市民の視点を計画に組み込むことが大切となります。

また、地域福祉推進のためには、こうした個人や地域の課題について、市民同士が直接議論し、課題やニーズを共有し、課題解決の方法等を地域の力で見出すことが必要です。

このため、栃木市及び栃木市社会福祉協議会の合同事務局により、市民の主体的な地域福祉活動を推進することを目的に、両計画策定にかかる地域懇談会を開催しました。

### (2) 参加者、開催地域等の地域懇談会の概要

#### ①参加者

- ・ 地域福祉に関係する団体及び一般市民

#### ②開催地域等

地域	日時	場所	参加者数
栃木中央	平成 25 年 8 月 10 日（土） 9：30～	栃木保健福祉センター大会議室	39
栃木西部	平成 25 年 8 月 17 日（土） 9：30～	吹上公民館大交流室	39
栃木東部	平成 25 年 8 月 17 日（土） 14：00～	国府公民館大交流室	28
大平	平成 25 年 8 月 3 日（土） 14：00～	ゆうゆうプラザ大小会議室	19
藤岡	平成 25 年 8 月 3 日（土） 9：30～	藤岡公民館 2 階大会議室	26
都賀	平成 25 年 7 月 27 日（土） 9：30～	都賀公民館 2 階研修室	25
西方	平成 25 年 7 月 27 日（土） 14：00～	西方総合文化体育館研修室	26
岩舟	平成 26 年 5 月 31 日（土） 9：30～	遊楽々館検診室	42

### (3) 地域懇談会の内容と方法

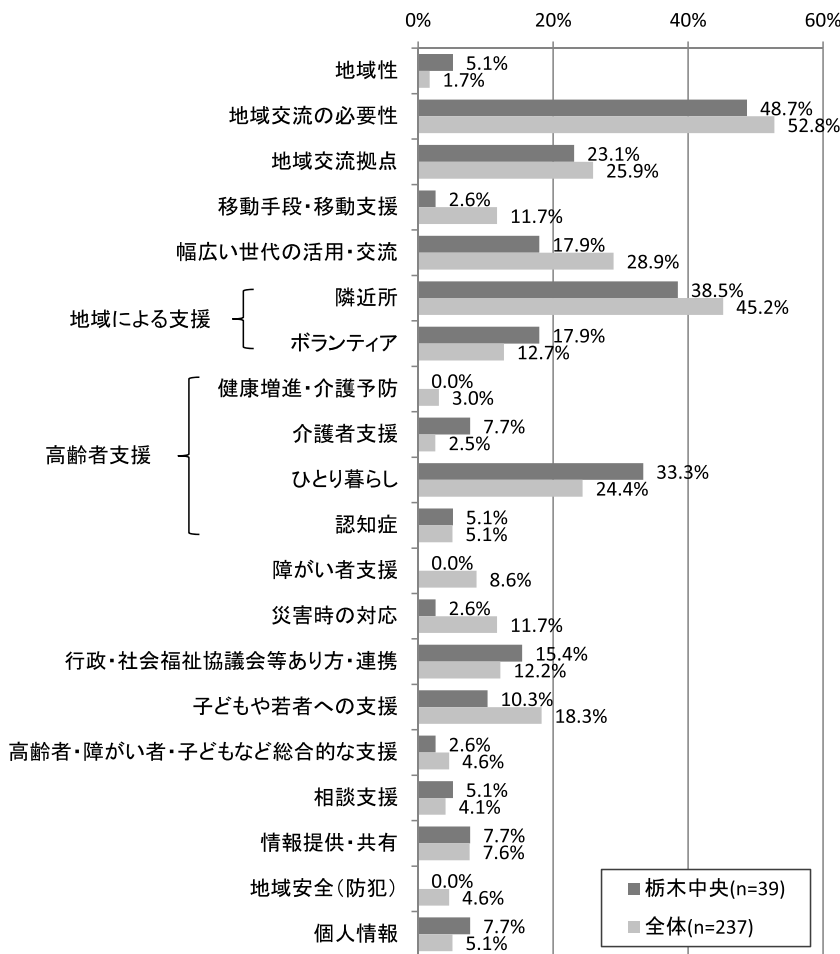
地域懇談会の内容は、テーマを「～自分たちのまちが福祉大市になったらいいな～、地域における福祉ってなんだろうーわたしとあなたができる支援ー」とし、誰もが住みやすいまちとはどのようなまちか、誰もが住みやすいまちにするためには何が必要かをグループワーク形式で話し合い、自分たちの視点、地域の視点、それぞれにおいて、①「～したい」②「～できる」③「～すべきである」といった内容について、ふり返しシートにより意見聴取を行いました。

#### (4) 結果分類集計

「～したい」、「～できる」、「～すべきである」の3つのふり返しシート意見聴取結果から、各意見を下記分類表のとおり区分し、分類からわかる地域毎の特性及び「～すべきである」についての主な意見をまとめました。

分類	主な内容
地域性	・地域の独自性を考慮した地域福祉づくり 等
地域交流の必要性	・住民同士のふれあいの機会、地域活動の活性化 等
地域交流拠点	・サロンの開設、空き家などの有効活用 等
移動手段・移動支援	・移動困難者、交通弱者などへの買い物支援、交通手段の整備 等
幅広い世代の活用・交流	・幅広い世代の人材活用、子どもから高齢者、障がい者などの世代間交流 等
地域による支援	
隣近所	・隣近所の交流、あいさつ声かけ、身近な見守り 等
ボランティア	・ボランティアなど、地域福祉活動者の育成や活性化 等
高齢者支援	
健康増進・介護予防	・健康増進、介護予防 等
介護者支援	・家族介護者支援 等
ひとり暮らし	・ひとり暮らし高齢者への支援全般
認知症	・認知症高齢者への支援
障がい者支援	・障がいに関する地域理解、障がい者への支援全般
災害時の対応	・災害時等緊急時の対応
行政・社会福祉協議会等あり方・連携	・行政、社会福祉協議会のあり方、行政、社会福祉協議会、関連機関等の連携 等
子どもや若者への支援	・子育て支援、若者への就労支援 等
高齢者・障がい者・子どもなど総合的な支援	・高齢者・障がい者・子どもなどの各分野の横断的な支援
相談支援	・地域や行政等の相談支援体制 等
情報提供・共有	・要支援者の情報共有、行政、社会福祉協議会、専門機関・団体等の情報共有 等
地域安全（防犯）	・交通安全、防犯灯 等
個人情報	・個人情報の取り扱い 等

## ① 栃木中央地域



### 栃木中央地域の特徴

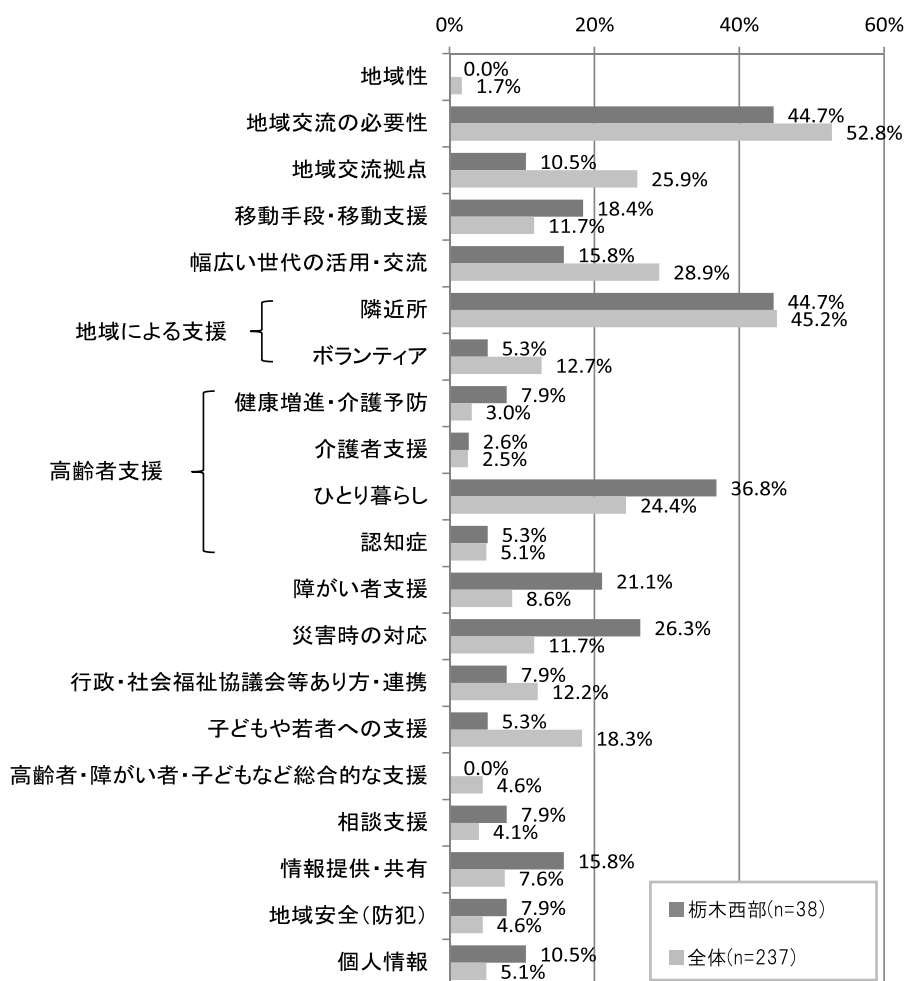
○「栃木中央地域」では、「地域交流の必要性」の割合が約5割と高くなっています。また、「隣近所」「ひとり暮らし」の割合も、それぞれ約3～4割と比較的高くなっています。

### 主な意見（～すべきである）

- 老人会などの組織間の情報共有を密にする必要がある。また、民生委員、自治会との話し合いの場も必要である。
- 挨拶などを通じて地域の信頼関係を築き、隣近所など身近な地域で見守り活動等、支援を充実する必要がある。
- 核家族化の進行を抑制すべきである。
- 高齢者が増加し、高齢者同士で支え合う体制の検討も必要である。
- ひとり暮らし高齢者など交流活動の促進が必要である。

- ボランティア活動等、地域活動には若い人の参加が必要である。
- 市（行政）と地域の連携の強化が必要である。
- 社会福祉協議会のPRの強化が必要である。
- 話し合い等を通じて、地域で情報を共有し合う必要がある。
- 福祉に関する情報提供を強化する必要がある。

## ② 栃木西部地域



### 栃木西部地域の特徴

- 「栃木西部地域」では、「地域交流の必要性」「隣近所」の割合がそれぞれ4割強と高くなっています。また、「ひとり暮らし」の割合についても、3割強と比較的高くなっています。さらに、「障がい者支援」「災害時の対応」は全体に比べ高くなっています。

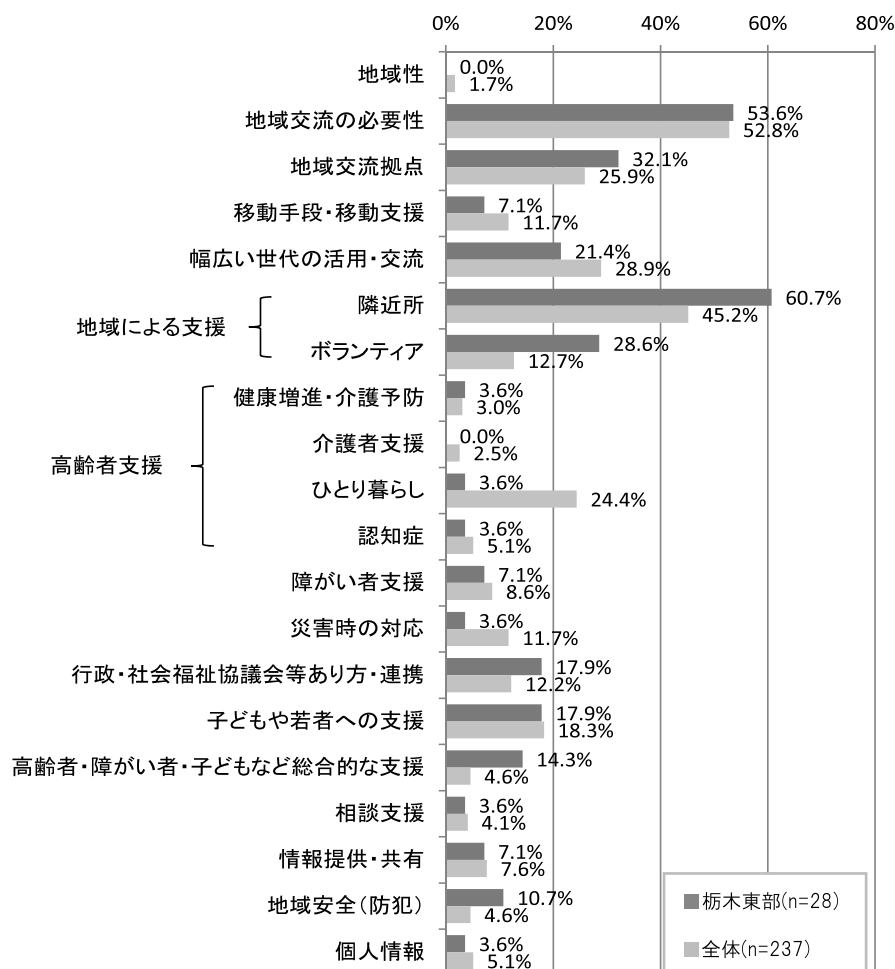
主な意見（～すべきである）

- 隣近所などの声かけを通じ、支援が必要な人の情報を集め、把握する必要がある。
- 団体活動を促進するとともに、各団体等との協力、連携を強化し、地域のつながりを持つ必要がある。
- ひとり暮らし高齢者、世代間交流など、集まりやすい環境を整備するとともに、交流を図れる場を充実する必要がある。
- 地域活動や行事には、若い人の参加が必要である。
- 民生委員、地区の福祉活動者が連携し、支援が必要な人、一人ひとりに対する課題の解決支援が必要である。
- 災害時の対応として、実態把握や名簿・マップの整備、身近な地域の連携など、きめ細かな対応が求められる。
- 地域の相談場所や民生委員などの相談員の周知を強化する必要がある。
- 公民館など地域資源を有効活用する必要がある。
- 介護の問題など、地域のリスクを早めに把握し、早期発見・早期対応に努めるべきである。
- ひとり暮らし高齢者同士はもとより、連絡先名簿など地域のネットワークをつくる必要がある。
- 市（行政）や社会福祉協議会の取組の情報提供を強化する必要がある。
- 障がいや介護など、支援が必要な人の意見を聞く場を設け、市（行政）や社会福祉協議会等が現状把握を行う必要がある。
- 買い物弱者への対応を検討する必要がある。





### ③ 栃木東部地域



#### 栃木東部地域の特徴

- 「栃木東部地域」では、「隣近所」の割合が約6割、「地域交流の必要性」の割合が5割強と高くなっています。また、「ボランティア」についても、全体に比べ2倍以上となっています。

#### 主な意見（～すべきである）

- 制度の拡充でなく、福祉活動にはボランティアによる支援が必要である。若い人や地域の有効な人材等の活用及び育成を強化する必要がある。
- 子どものころからの福祉教育を充実するとともに、市民全体に対して社会福祉に関する学習を行うなど、福祉意識の醸成が必要である。
- 回覧板を手渡しにするなど、見守り活動に工夫が必要である。
- 高齢者、若い人などの地域交流の場が必要である。
- 子どもや高齢者に対し呼びかけを行い、身近な地域内で人と人とのつながりを強化する

必要がある。

○住民同士が直接話し合える場の定期的な開催が必要である。

○地域の交流活動を活かし、情報を共有するとともに、地域福祉活動の役割分担が必要である。

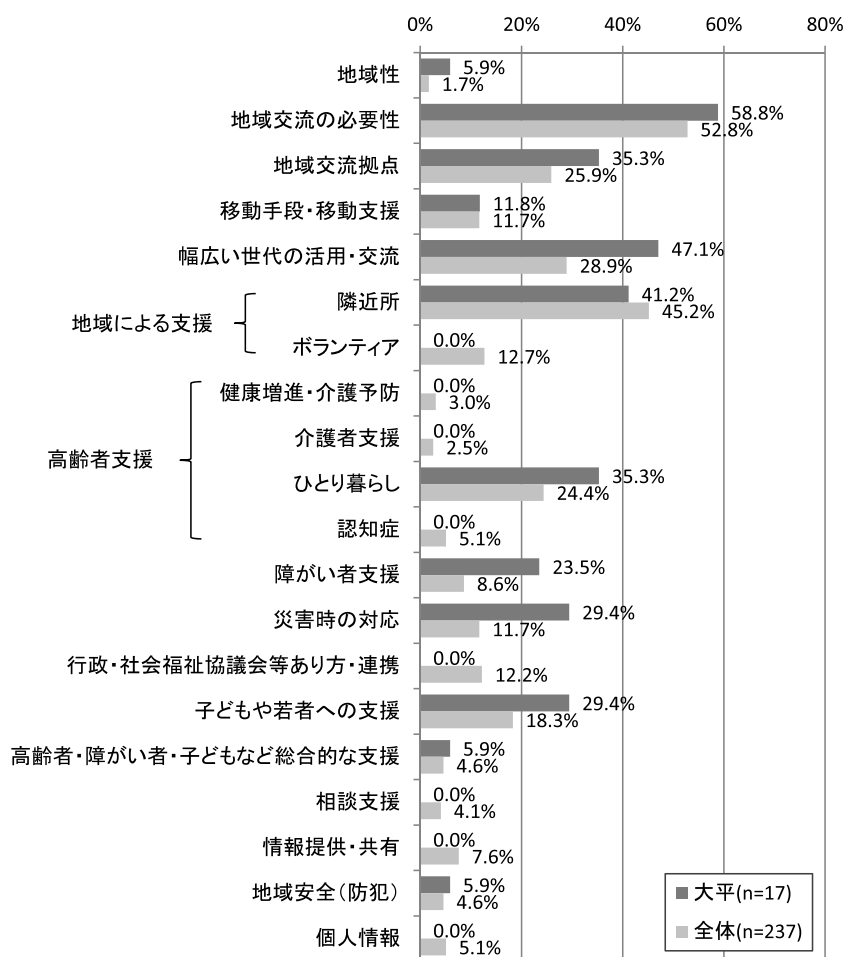
○市（行政）のアドバイスによる見守りシステムの確立が必要である。

○サロンなど集いの場の充実とともに、移動支援の検討が必要である。

○自治会退会者や未加入者に対する情報提供や地域活動への参加促進を行う必要がある。

○障がい者の緊急時の受け入れなど、障がい者の家族に対する支援の充実が必要である。

## ④ 大平地域



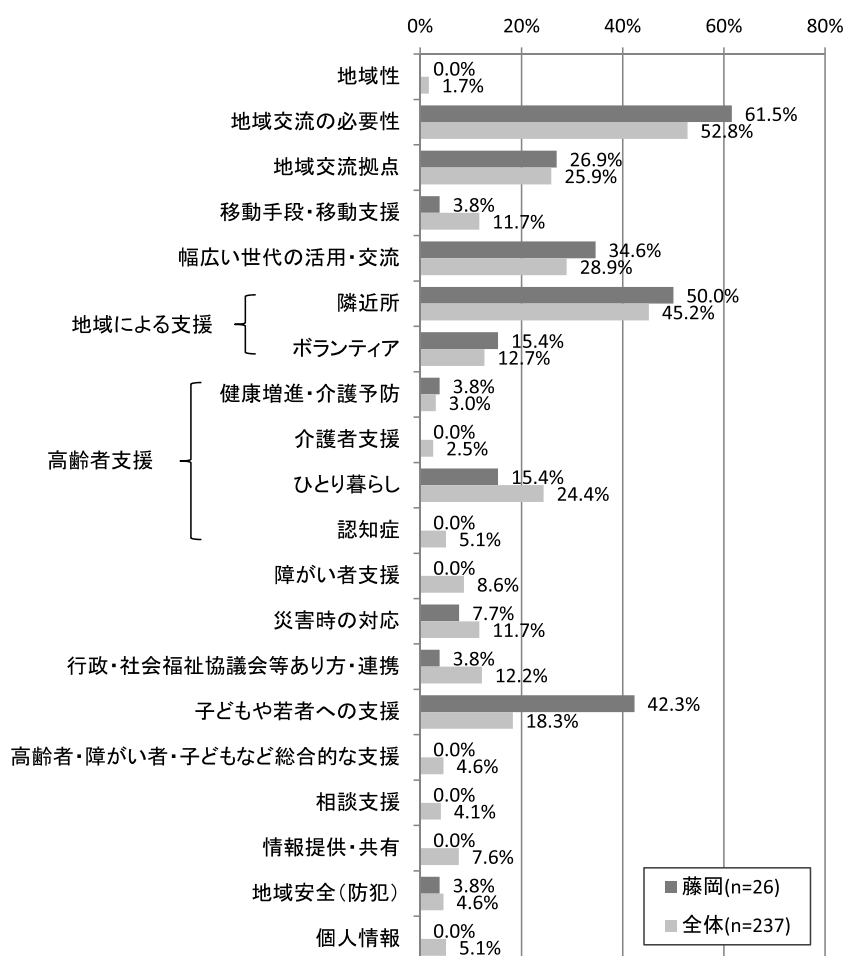
### 大平地域の特徴

○「大平地域」では、「地域交流の必要性」の割合が約6割と高く、「幅広い世代の活用・交流」の割合についても、全体の割合を大きく上回り5割弱となっています。また、「隣近所」の割合も約4割と比較的高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 公民館等を利用した地域ぐるみのイベントや親子、世代間のふれあいの場を充実する必要がある。
- あいさつなどを通じた地域のつながりを強化する必要がある。
- 災害時のひとり暮らし高齢者の避難場所を平常時から検討する必要がある。
- 高齢者など、交通弱者に対応した買い物対策が必要である。

## ⑤ 藤岡地域



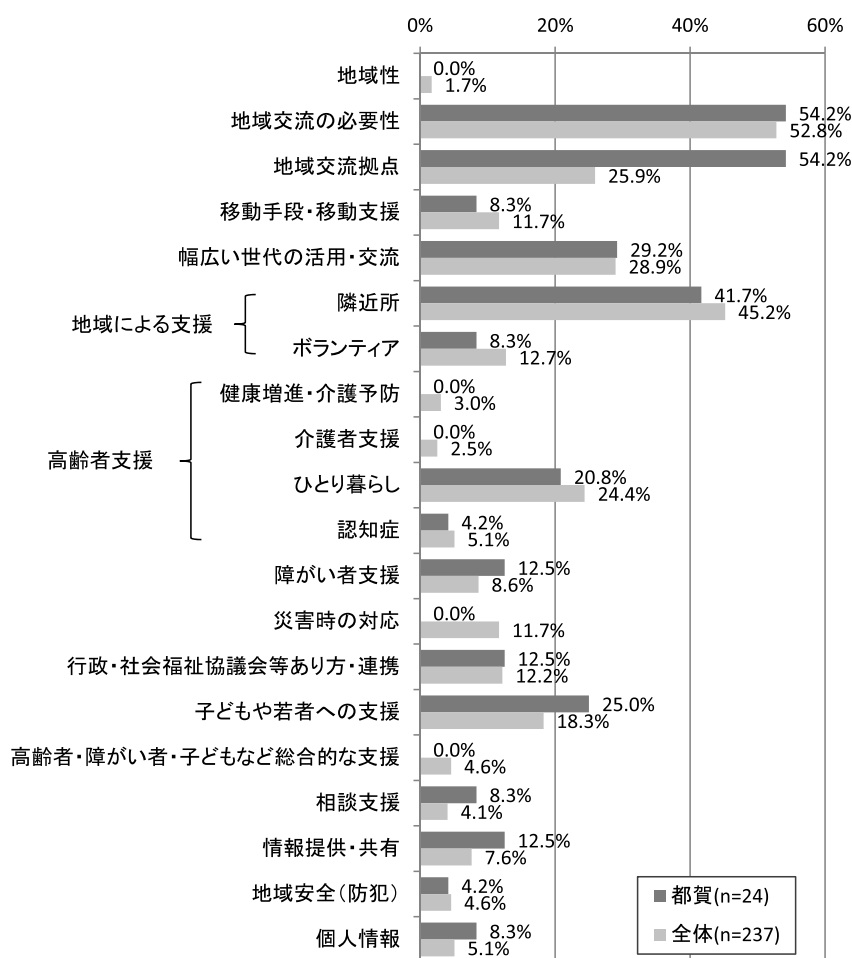
### 藤岡地域の特徴

- 「藤岡地域」では、「地域交流の必要性」の割合が6割を超え最も高く、「隣近所」の割合についても5割と高くなっています。また、「子どもや若者への支援」の割合も4割を超え、全体と比較しても2倍以上と、比較的高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 高齢者だけでなく、子育てや若者に対する支援を充実する必要がある。
- ひとり暮らし高齢者、世代間などの集いの場、地域活動の拠点などを充実する必要がある。
- 隣近所など、身近な地域での関わりや支援を強化する必要がある。
- 老人会、子ども会、障がい者の会などの連携が必要である。

## ⑥ 都賀地域



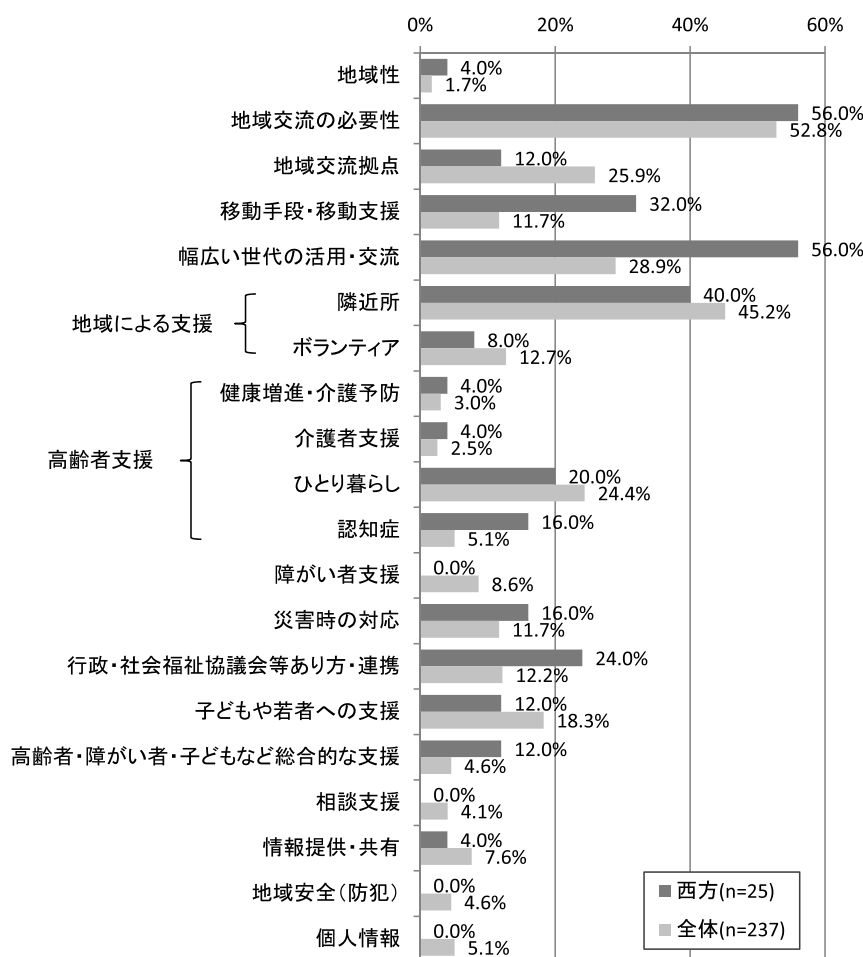
### 都賀地域の特徴

- 「都賀地域」では、「地域交流の必要性」「地域交流拠点」の割合がそれぞれ5割を超え高くなっています。特に、「地域交流拠点」では、全体の割合を約2倍上回っています。
- また、「隣近所」の割合も4割と比較的高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 市（行政）、社会福祉協議会、関係者の情報共有を密にする必要がある。
- 公園整備、公民館機能充実など、高齢者、子育て家庭、子どもなどが集える場所が必要である。
- トイレの改修など、誰もが利用しやすい公民館等の整備が必要である。
- 個人情報の取り扱いについて、地域共通の認識が必要である。
- 自治会活動や幅広い年齢層の地域活動を促す必要がある。

## ⑦ 西方地域



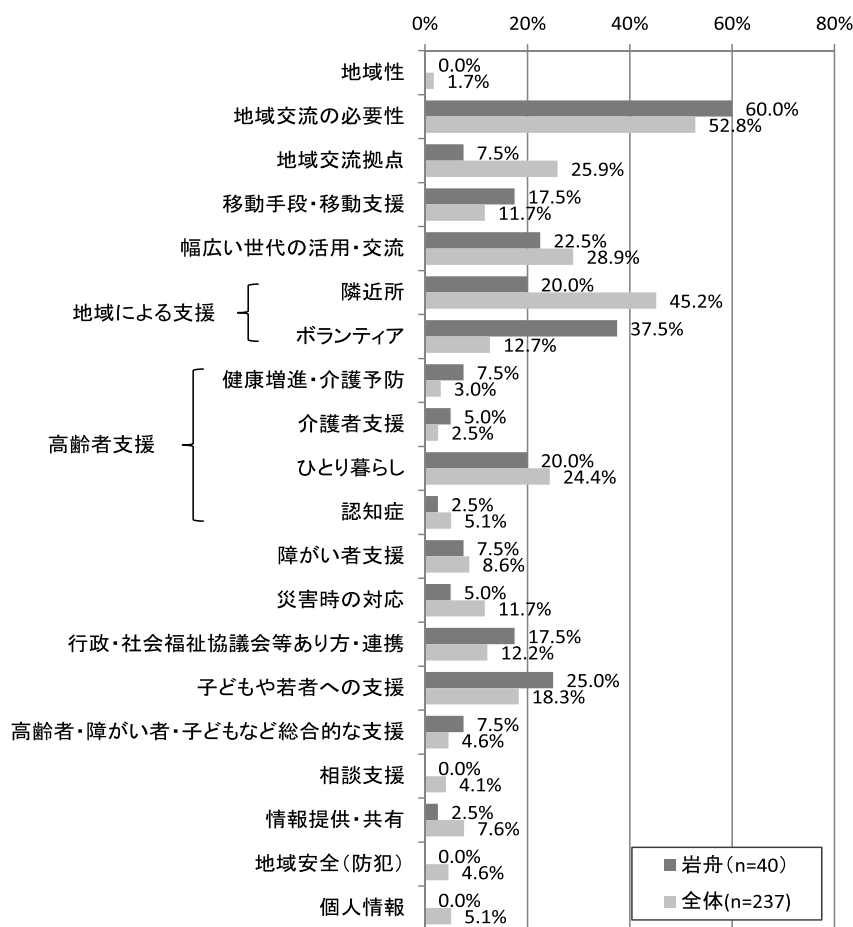
### 西方地域の特徴

- 「西方地域」では、「地域交流の必要性」「幅広い世代の活用・交流」の割合がそれぞれ5割を超え高くなっています。特に、「幅広い世代の活用・交流」では、全体の割合を約2倍上回っています。また、「隣近所」の割合も4割と比較的高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 地域懇談会の開催など、福祉に関する課題や情報の共有の際には、社会人、学生など、様々な年齢層の参加が必要である。
- 地域福祉推進の方向性は、あらゆる世代の課題を検討し、長期的な視野で定める必要がある。
- 子どもの頃から世代間交流を進め、地域や近所のつながりを深める必要がある。
- どこでも乗り降りできるふれあいバスの運行など検討するべきである。
- 要支援者の避難後を考慮した災害時の対応を十分に検討する必要がある。
- もう少し子どもが親の面倒を見る必要がある。
- 民生委員・児童委員、自治会だけでなく、隣近所、事業所、行政を含めた地域全体で声掛けを行う必要がある。
- 認知症高齢者の自立生活支援、家族介護支援を地域で考える必要がある。
- 就労や地域活動など、若者が積極的に社会に関わることのできる環境を整える必要がある。

⑧岩舟地域

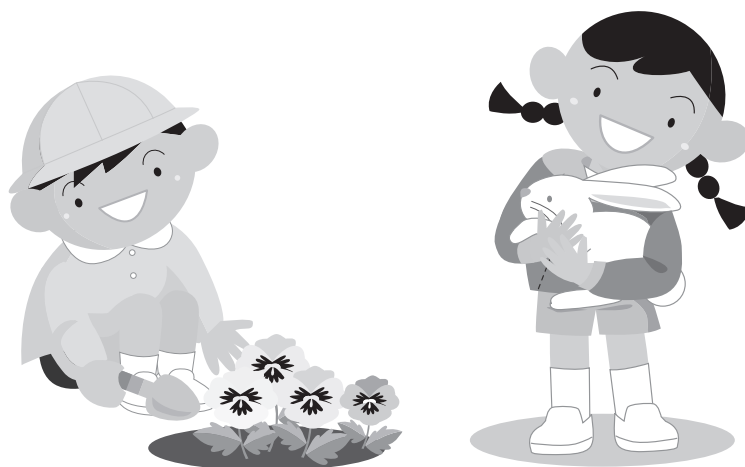


### 岩舟地域の特徴

- 「岩舟地域」では、「地域交流の必要性」の割合が6割、「ボランティア」の割合が4割弱と高くなっています。また、「子どもや若者への支援」についても、全体に比べ高くなっています。

### 主な意見（～すべきである）

- 人と人とのつながりを大切にするべきである。
- 少子化がすべての根源であると感じる。また、若い人の人口流出を防ぐ必要がある。
- 地域交流に若い人の参加が必要である。
- ボランティア同士のつながりがないように思えるので、まずお互いを知ることから始めたらよいのではないか。
- 様々な活動者との話し合いの機会を増やすことで、自分でできることが探せると思う。
- 一人一人が問題意識をもって、未来の地域に目を向け、真剣に話し合うべきであると思う。
- 自治会に参加していない家庭に対して、市（行政）から参加を促してほしい。
- 高齢者の居場所づくり、子どもとその親、地域の人との交流が必要であると思う。
- 地域住民同士の付き合いが薄くなり、自治会として、声かけ・見守り活動に取り組む必要がある。
- 路線バスなど交通の便をよくする必要がある。
- ボランティアや地域の指導者の育成とその周知が必要である。



### 3 栃木市地域福祉計画及び栃木市地域福祉活動計画 策定経過

年月日	会議等	内容
平成 25 年 1 月 28 日 ～2 月 12 日	計画策定に向けたアンケート調査	市内在住の 18 歳以上の方を対象としたアンケート調査を実施
平成 25 年 5 月 22 日	市社会福祉施策推進委員会	・地域福祉計画の策定について ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画に関するアンケート調査結果について
平成 25 年 5 月 31 日	市庁議	栃木市地域福祉計画の策定着手について
平成 25 年 7 月 27 日	地域懇談会	都賀地域、西方地域
平成 25 年 8 月 3 日	地域懇談会	藤岡地域、大平地域
平成 25 年 8 月 10 日	地域懇談会	栃木中央(1～7地区)
平成 25 年 8 月 17 日	地域懇談会	栃木西部(皆川・吹上・寺尾)、 栃木東部(大宮・国府)
平成 25 年 9 月 27 日	第 1 回作業部会	・地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定について ・作業内容について
平成 25 年 10 月 18 日	市社会福祉施策推進委員会	・地域福祉計画、地域福祉活動計画策定に係る地域懇談会結果について ・地域福祉計画(案)について
平成 25 年 10 月 21 日	第 1 回地域福祉活動計画策定委員会	・委員長及び副会長の選出について ・地域福祉活動計画の概要及び策定スケジュールについて ・住民アンケート及び地域懇談会の結果について ・骨子(案)について ・地域福祉活動計画についての講話
平成 25 年 10 月 25 日	第 2 回作業部会	・地域福祉課題について検討(グループワーク)
平成 25 年 11 月 1 日	第 3 回作業部会	各地域で実施した地域懇談会の意見をグループ分け
平成 26 年 1 月 10 日	第 4 回作業部会	地域福祉課題に対する「既存事業」と「新規事業」の整理
平成 26 年 1 月 17 日	第 5 回作業部会	素案について協議①



年月日	会議等	内容
平成 26 年 1 月 31 日	市社会福祉施策推進委員会	地域福祉計画(案)について
平成 26 年 2 月 10 日	第 6 回作業部会	素案について協議②
平成 26 年 3 月 13 日	第 2 回地域福祉活動計画策定委員会	地域福祉活動計画(案)について
平成 26 年 3 月 27 日	市社会福祉施策推進委員会	地域福祉計画(案)について
平成 26 年 5 月 22 日	第 7 回作業部会	・策定経過について ・策定中間報告について
平成 26 年 5 月 31 日	地域懇談会	岩舟地域
平成 26 年 7 月 24 日	市庁議	地域福祉計画(案)及びパブリックコメントの実施について
平成 26 年 7 月 28 日	第 3 回地域福祉活動計画策定委員会	地域福祉活動計画(案)について
平成 26 年 8 月 20 日	市議員研究会	地域福祉計画(案)及びパブリックコメントの実施について
平成 26 年 8 月 22 日 ～9 月 12 日	パブリックコメント	計画案に対する意見・提案募集
平成 26 年 9 月 26 日	市社会福祉施策推進委員会及び 地域福祉活動計画策定委員会	計画最終案について
平成 26 年 9 月 30 日	市社会福祉協議会理事会	計画最終案の決定
平成 26 年 10 月 1 日	市社会福祉協議会評議員会	計画最終案の決定
平成 26 年 10 月 8 日	市庁議	計画最終案の決定



## 4 栃木市社会福祉施策推進委員会規則

(設置)

第1条 本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、栃木市社会福祉施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 社会福祉施策に係る基本方針に関する事。
- (2) 社会福祉施策の総合的推進に関する事。
- (3) 社会福祉施策に係る調査研究に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係団体の関係者
- (4) 医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者
- (5) 公募による委員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平23規則23・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な事項について調査研究及び検討するため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 高齢者福祉専門部会
- (2) 児童福祉専門部会
- (3) 障がい者福祉専門部会
- (4) 就労支援専門部会

- 2 委員は、いずれかの専門部会に所属するものとする。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会委員の互選により定める。
- 4 専門部会に、特別の事項を調査研究及び検討させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 5 特別委員は、特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 特別委員は、特別な事項の調査研究及び検討が終了したとき又は市長が特別な事情があると認めるときは、解任されるものとする。

(平22規則215・平23規則23・一部改正)

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、第3条各号に掲げる職を失ったとき又は辞したときは、任期中においても委員の職を失う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(平23規則23・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月29日から施行する。

附 則(平成22年規則第215号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 5 栃木市社会福祉施策推進委員会 委員名簿

任期：H24.11.26～

(敬称略・順不同)

団体名	委員	備考
栃木市議会	福田 裕司	～H26.5.18
	平池 紘士	H26.5.19～
佐野短期大学	山田 昇	
栃木市自治会連合会	青木 富士夫	～H25.6.26
	臼井 義雄	H25.6.27～
栃木商工会議所	山崎 進	H25.4.1～
栃木市身体障害者福祉会連合会	江原 昭吉	
栃木市障害者施設協議会	金坂 尚慶	～H26.5.12
	本間 俊明	H26.5.13～
栃木市ひとり親家庭福祉会	日向野 征江	～H26.8.6
	藺田 弘子	H26.8.7～
栃木市老人クラブ連合会	大塚 俊男	
栃木市特別養護老人ホーム・ 養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
栃木市民生委員児童委員協議会連合会	羽山 直克	
栃木市社会福祉協議会	早乙女 康夫	
栃木市手をつなぐ育成会	小島 幸子	
栃木市民間保育園連絡協議会	堀 昌浩	
栃木市医師会	齊藤 伸夫	
栃木市幼稚園連合会	町田 郁夫	～H26.3.31
	小笠原 義仁	H26.4.1～
栃木市校長会	石崎 安子	
栃木市子ども会育成会連絡協議会	玉野 隆央	～H25.5.29
	柳田 和子	H25.5.30～
栃木市PTA連合会	天谷 国道	～H26.8.4
	上岡 正雄	H26.8.5～
栃木県県南児童相談所	君島 健一	
公募委員	石川 宏	
公募委員	関口 文男	

## 6 栃木市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、本会の今後の活動の方針となる栃木市地域福祉活動計画案(以下「計画」という。)を策定するために、栃木市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること
- (2) 計画の策定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか計画の策定に関し必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員若干名を以って組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから本会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関または団体の推薦を受けた者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 公募による者
- (5) 行政関係者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定が完了する日までとする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員会の委員が、前条の会議に出席した場合における旅費日当の支給については、本会役員等の報酬に関する規程第3条第1項第4号及び同条第2項を準用する。

(報告)

第8条 委員長は、計画の策定が完了したときは、その結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会総務課地域支援係で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、栃木市地域福祉活動計画の策定が完了した日にその効力を失う。



## 7 栃木市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期：H25.9.1～  
(敬称略・順不同)

団体名	委員	備考
栃木市自治会連合会	岩川 和男	
	癸生川 孔章	
	浅野 照男	
	栗原 昭司	
	永島 俊雄	～H26.3.31
	篠崎 芳之	H26.4.1～
	櫻井 信衛	H26.4.1～
栃木市民生委員児童委員協議会連合会	町田 爽起夫	
	舘野 正勝	～H25.11.30
	関根 淑子	H25.12.1～
	繁岡 哲哉	
	山田 加代子	
	羽山 直克	
	佐山 敏明	H26.4.1～
地区社会福祉協議会	柏崎 桂二	
	吉田 信一	
	永島 源作	
	舘野 和男	
	田中 敏雄	
	中里 幸雄	H26.4.1～
栃木市校長会	石嶋 和夫	
栃木市身体障害者福祉会連合会	江原 昭吉	
栃木市手をつなぐ育成会	谷田 美佐子	
栃木市障害者施設協議会	金坂 尚慶	～H26.3.31
	本間 俊明	H26.4.1～
栃木市老人クラブ連合会	杉山 栄	
栃木市特別養護老人ホーム・ 養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
栃木市介護支援専門員連絡協議会	松島 千鶴子	～H26.3.31
	黒川 康介	H26.4.1～

団体名	委員	備考
栃木市ひとり親家庭福祉会	日向野 征江	
とちぎ市民活動推進センター	大波 龍郷	
栃木青年会議所	松本 篤哉	～H25.12.31
	大阿久 岩貴	H26.1.1～
西方町ボランティア連絡協議会	山ノ井 一男	
栃木市女性団体連絡会	田村 孝子	
公 募	飯田 康夫	
公 募	出井 敏江	
学識経験者（佐野短期大学）	山田 昇	
栃木市社会福祉課	茅原 剛	～H26.3.31
	藤田 正人	H26.4.1～

## 8 栃木市地域福祉活動計画作業部会 名簿

氏 名	係
長島 寿幸	総務課 総務係
福岡 祐子	総務課 総務係(包括)
大森 美智子	総務課 総務係(包括)
鮎田 美智子	総務課 地域支援係
渡辺 隆夫	在宅福祉課 在宅福祉係
篠崎 春美	在宅福祉課 在宅福祉係
藤平 陽子	在宅福祉課 在宅福祉係
早乙女 敬一	在宅福祉課 泉寿園
松本 大	大平支所 地域支援係
小林 恵美子	大平支所 在宅福祉係
大出 澄江	大平支所 在宅福祉係
濱下 雅美	大平支所 在宅福祉係
石川 友美	藤岡支所 地域支援係
宇賀神 康裕	藤岡支所 在宅福祉係
井岡 敏子	藤岡支所 在宅福祉係
関口 那美子	藤岡支所 在宅福祉係



氏 名		係
館野 幸子		都賀支所 地域支援係
大島 恵子		都賀支所 在宅福祉係
関口 良一		西方支所 地域支援係
中田 規央		西方支所 在宅福祉係
石川 敏子		西方支所 在宅福祉係
渡部 幸子		西方支所 在宅福祉係
事務局	早乙女 康夫	総務課長
	佐藤 優	総務課 地域支援係
	中島 正浩	総務課 地域支援係
	須藤 久弥	総務課 地域支援係





---

# 栃木市

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 26 年 10 月発行

発行 栃木市・社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

編集 栃木市保健福祉部社会福祉課・社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

### ■ 栃木市

〒328-8686 栃木市万町 9-25

TEL 0282-21-2202

市ホームページ <http://www.city.tochigi.lg.jp/>

### ■ 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

〒328-0027 栃木市今泉町 2-1-40

TEL 0282-22-4457

市社会福祉協議会ホームページ <http://www.tochigishi-shakyo.or.jp/>



この冊子は、共同募金配分金により作成しています。